

文庫図書閲覧規約

(総則)

第 1 条 静嘉堂文庫（以下「文庫」という）の図書利用は、この規約に従うものとする。

(閲覧者)

第 2 条 閲覧希望者は、事前に電話等にて閲覧目的、閲覧希望図書、閲覧希望日時等につき担当司書と打合せるものとする。

(閲覧図書請求書)

第 3 条 閲覧者は閲覧図書請求書に所定の事項を記入し、係員に提出して図書の出納を受けるものとする。

(閲覧上の注意)

第 4 条 閲覧者は図書を毀損しないよう、特に取り扱いに注意しなければならない。原則として閲覧者の筆記具は鉛筆に限る。

(閲覧時間)

第 5 条 図書の閲覧は午前 10 時から午後 4 時 20 分までとする。

(閲覧を行わない日)

第 6 条 次の場合は図書の閲覧を行わない。

- (1) 土曜日、日曜日、祝日
- (2) 美術館閉館中の月曜日または火曜日
- (3) 年末・年始及び夏季休館期間
- (4) 文庫長が臨時に必要と認め、あらかじめ公告した日

(閲覧料)

第 7 条 図書の閲覧は無料とする。

(庫外貸出)

第 8 条 文庫の図書の庫外貸し出しは行わない。

(図書毀損の場合の措置)

第 9 条 閲覧者が図書を毀損した場合は、代価を支弁するものとする。

(閲覧の禁止)

第10条 閲覧者で本規約並びに係員の指示に従わず、または他の閲覧者に甚だしい迷惑を及ぼす行為のある場合は、閲覧を禁止することがある。

(団体の参観)

第11条 団体で文庫の図書展示参観を希望する場合は、あらかじめ願書を提出して、文庫長の許可を受けるものとする、ただし、原則として書庫の参観は許可しない。

(図書の利用出版)

第12条 本文庫の図書を利用して複製・翻刻・写真撮影などの出版を行おうとする者は、その目的、利用方法等を明記した利用願いを提出し、文庫の定める規程に従わなければならない。その場合、文庫長は審議の上、許可または不許可の通告をする。

2017年12月1日制定